

市長記者会見記録

日時：2016年8月29日（月）午後2時00分～2時34分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：（話題提供）

平成28年第3回川崎市議会定例会議案概要について（総務企画局、財政局）

<内容>

<平成28年第3回川崎市議会定例会議案概要について>

司会： それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。

本日の議題は、平成28年第3回川崎市議会定例会議案概要についてとなっております。

それでは、市長からご説明いたします。市長、よろしくお願いたします。

市長： よろしくお願いたします。

それでは、平成28年第3回市議会定例会の準備が整い、9月5日、月曜日招集ということで、本日告示をいたしました。

今定例会に提出を予定しております議案は、条例16件、事件9件、補正予算7件、決算等19件、計51件、また、報告4件でございます。

今議会の主な議案といたしましては、まず、議案第112号から第115号、第117号から第118号、第120号及び第125号から第127号につきましては、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例」のほか、「川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例」など、10の条例の制定でございます。

これらは、市民サービスの受益と負担の適正化を図ることを目的として、平成26年7月に策定いたしました「使用料・手数料の設定基準」に基づきまして、サービス提供に要するコストとその利用状況を踏まえ、使用料・手数料の見直しを進めるものでございます。

次に、議案第122号「川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本制度は、子供が病気のときに必要な医療が受けられるよう、安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりを進めていく上で、大変重要な子育て支援施策として、これまでも段階的に拡充に取り組んできたところでございます。

このたびの改正内容でございますが、平成29年4月から、これまで小学校3年生までであった通院医療費の助成対象を、学齢期における心身の成長の1つの区切りである小学校6年生に引き上げるとともに、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、新たに助成対象となる小学校4年生から6年生については、保護者が市民税所得割非課税者である場合を除き、保険医療費の自己負担額3割のうち、500円までは保護者が医療機関に支払い、それを超えた額を市が助成することにより、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に、議案第137号から議案第143号は補正予算でございます。

このうち、一般会計補正予算の内容といたしましては、本年6月に予防接種法施行令が改正され、B型肝炎ワクチンの予防接種を定期予防接種として実施する必要が生じたことから、所要の経費を計上することや、マイナンバー利用事務を開始するに当たり、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るものなど、12事業14億5,600万円余の補正をお願いするものでございます。

なお、ただいまご説明いたしましたB型肝炎ワクチンの予防接種につきましては、10月に接種開始を予定しておりますことから、「その1」補正といたしまして先行議決をお願いするものでございます。

次に、議案第144号から議案第162号は、平成27年度川崎市全会計決算についてでございます。

一般会計では、市税収入は3年連続の増収となり、減債基金からの借入金を10億円返済いたしました。また、扶助費は対前年で84億円増と引き続き増大しており、今後も経済環境の変化や社会保障関連経費の動向などを注視していく必要があると考えております。

重点的な取り組みといたしましては、保育受け入れ枠の拡大や小児医療費助成制度の拡大、中学校完全給食の導入に向けた取り組み等を行うとともに、緊急消防援助隊活動拠点の整備、消防ヘリコプターの更新を行い、「安心のふるさとづくり」を推進してまいりました。

同時に、川崎駅周辺地区・小杉駅周辺地区における都市拠点の整備や、臨海部における国際戦略拠点の形成など、地域経済の活性化を図りながら我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めてまいりました。

また、公営企業会計決算につきましては、それぞれ経営改善に努め、病院事業は井田病院の再編整備の進捗に伴い赤字決算となっているものの、下水道事業、水道事業、工業用水道事業及び自動車運送事業は黒字決算となっております。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりであります。議会の皆様とは真摯な議論をさせていただき、両輪となって市政を運営してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

司会： ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入らせていただきます。進行につきましては、幹事社様、よろしく願いいたします。

幹事社： 今月の幹事社です。よろしく申し上げます。

市長： お願いします。

幹事社： 小児医療費の助成と、あと使用料・手数料の値上げについて、2問質問をさせていただきます。

まず、小児医療費なんですが、500円負担というのはあるんですが、市長の悲願でもあったことで、この条例案に込めた思いというのを改めて教えてください。

2点目の手数料と使用料の価格改定の件なんですが、これ、適正な見直しだというのは説明も伺っているんですが、最大1.5倍の改定率となる、市民に、結果として負担を強いることになるので、市民への丁寧な説明責任というのは、今後どうやって果たされていくんでしょうか。

市長： まず、小児医療費の助成の話であります。いろいろな子育て施策をやっておりますけれども、まずはいつも言っていることでもありますけれども、子供を産み育てやすい環境をつくっていくというのが目的なんです。そのうちの大事な、重要な施策の1つであると思っています。

そういった意味で、特に家計に占める小児医療の割合が高いと言われている小学校3年生までということ今年までに整備をしてきましたけれども、さらに私の公約である6年生までということを早急に行っていきたいということでありましたが、今ご説明したとおり、これからも恒久的にかかってくる経費でありますので、持続的な制度というものを続けていく上で、一定程度のご負担をいただくということで、小学校4年生から6年生までということでご負担をいただくことになりました。

このことについては、私の公約とも齟齬がございますことから、これからも丁寧な説明をしていかなければならないと思っておりますけれども、いずれにしても、子供を産み育てやすい環境を充実させていくという観点については、その方向性になってきていると思っております。そういった強い思いで進めてきた、毎年、この年齢を上げてきましたけれども、来年は小学校6年生までにしたいという強い思いの施策であり

ます。

それから、使用料・手数料につきましては、これはこれまでもご説明させていただきましたけれども、利用する人と利用しない人という意味で、受益と負担という関係で適正化を図るという意味で見直しを進めてきました。そういった意味で、ご負担いただく対象、利用される方というのは負担が一定程度増えることにはなりますが、その分、負担とのギャップがあるというのは、誰かがそれを負担しているということになりますので、そういった意味では、しっかりと適正化されていくことが市民全体にとっての公平性、公正性に資するものだと思っております。

以上でございます。

幹事社： ありがとうございます。小児医療費助成、来年度からは小6ということなんですが、さらにその先ですとか、例えば、あと500円の自己負担を減らすというような先の展望というのはあるのでしょうか。

市長： これまでも政令指定都市市長会もそうでありまして、国への要望に対しても、私も先日、要望にも行っておりますが、小児医療費の助成制度というのは、しっかりとナショナルミニマムをしっかりと示して、国として、国策としてやるべきだと思っております。その中で、なかなか、こういった独自なことをやることによって、国保の補助金率を下げたり、そういった、ちょっと裏腹な国の施策というものをしっかりと見直していただかなくちゃいけないということは、これまでも要望してきましたし、政令市全体としても、提言書として、昨年の12月に一部負担というのをしっかりとやっていくべきだという考え方も示させていただいております。

そういった意味で、国策として子供を産み育てやすい環境をつくるというのは、我が国にとってとても大切なことで、国、地方自治体挙げて取り組まなくちゃいけないことだと思っております。

そこで、はっきり言えば、繰り返しになりますけれども、国としてしっかりとやってもらいたい、そこまでなかなかいかないものですから、自治体がそれぞれやっているということになりますので、小学校6年生ぐらいまではしっかりと国のほうでも見てもらいたいなというふうには思っております。ですから、自己負担というものは、私は必要だと思っております。

お答えになっていましたでしょうか。大丈夫でしょうか。

幹事社： 例えば、小6からさらにその先、例えば中学校卒業まで、その期間について。

市長： これは、見方によっていろんな考え方があると思いますが、少なくとも、私

は小学校6年生までは先にやるべきだろうという思いでやっています。これまでも公式、非公式を含めて、本当だったらもう少しやりたいところだけれども、実際問題はなかなか難しいよねということのをこれまでも言ってきました。ですから、まずは一定の小学校6年生までというところでしっかりと運用していきたいと思っております。

幹事社： ありがとうございます。各社、お願いします。

記者： すいません。一部負担の500円の件ですけれども、この産み育てる環境をつくるということと、あとは恒久的な財政負担があるので、恒久的な財源として導入したということはわかるんですけど、この検討の中で、たしか議会でもおっしゃったと思うんですけど、頻回受診の問題とか、もろもろの、引き上げる際の課題みたいなことを検討課題としていろいろおっしゃっていたと思うんですけど、この500円というのはそういうものも含んでいるんですか。ほかの狙いというか、財源以外の、安易な受診を減らすためにも必要だという効果を期待しているのか、何かほかの効果も期待されたりしているんですか。

市長： いわゆる、何ていうんでしょうか、この負担を求めることによって、ほんとうは受診が必要なのに受診を控えてしまうということがあってはならないということは、これは大前提です。

その上で、適正な受診というのは重要なことで、これは国の検討会でもこの議論はされていて、いわゆる過剰受診ということにも国の検討会の中でも触れられていまして、そういった課題もあるかと思えます。

しかし、冒頭も申し上げましたように、抑制するための制度ということでは一切ございません。そういう制度設計をしているわけではないということをご理解いただきたいと思えます。

記者： 先ほど、市長がみずからおっしゃられたのと、それからあと、今の質問に対する答えですが、市長ご案内のように、国としては、受診料の無料化によって頻回受診を招くとして、地方交付税交付金の算定額が一部減額されるということがあります。ただ、川崎市は今年度から地方交付税の不交付団体になっており、そういう懸念ということはまずないと思うんですが、かつ、今回の試算によると、1億5千万円ぐらいの保護者負担になるということで、当初の4億円という見込みからしてみると大分減っていると思えます。かつ、財政推計を見てみると、この後10年間ぐらいのうちだと、歳入・歳出で20億円余り歳入のほうが多くなっていきます。

そういうふうに考えた場合に、なぜここで保護者の負担を小4から6まで求めなければならないのかということの理屈が、市民にとってみればなかなかわかりにくいと

思います。

付言するならば、川崎市の年少人口、ゼロ歳から14歳までは、2015年でピークを打って、この後は一貫して減っていきます。つまり子供の数は減っていき、財政は、少なくとも10年以上は歳入が歳出を上回る形になっていて、川崎市の財政としては比較的安定した状態が、少なくとも中期では続くということが予想されるのに、なぜ年齢を限って負担金を求めるのか。

もう一つ、さらに市議会のほうでは、所得制限を求めるのはおかしいのではないかという声がたくさん挙がっていましたが、これまでの議論の中で。所得制限についても、今回維持した上で、小4～小6もさらに所得制限を設ける、これはなかなか、川崎市よりか財政力が低い自治体の中で中3まで設けていたりだとか、所得制限を設けていなかったりするところがたくさんある中で、市民に理解されづらいのではないかと思うんですけれども、この点についてのご所感を聞かせてください。

市長： 冒頭、私のほうで説明したとおり、小児医療費助成制度というのは、子育てしやすい、子供を産み育てやすい環境をつくるための1つの施策でしかありません。重要な施策でありますけれども、その1つでもって、財政状況、今年も単年度でいいから、27年度、不交付団体となったからいいじゃないかという、そういう話ではありません。

要は、全体の子育ての、例えば扶助費の話も先ほど申し上げましたが、1年間で84億も増えているという現状があります。これからもさらに増え続けます。こういった厳しい財政状況の中で、全体として、どのように産み育てやすい環境をつくっていくかということを経営的に考えていかなければいけないと思っています。

ですから、1つの事業で語るというのは、少し適切ではないのではないかなど。全体の中で子育てしやすい環境を整えていく、その重要な1つだということをやっているわけであります。

記者： 交付税不交付団体になったという話については、交付税が不交付団体になることによって、頻回受診による地方交付税のペナルティ的な措置が免れるという意味で申し上げたものであって、市長のおっしゃることは、なるほどもっともなんですけれども、増え続ける扶助費を勘案したとしても、川崎市の財政推計の見通しでは、平成37年かな、まで歳入が歳出を20億円以上上回るという結果が出ています。これは、市長がおっしゃるように、扶助費が増え続けることを前提とした上での試算なので、これぐらい上回っているにもかかわらず、あえて4年生から6年生だけ、しかも500円という、誤解を恐れずに言えば、少額を求めることに対する、市民の方は

なかなか理解しづらいと思うんですが。全体を見るということはわかります。でも、全体を見るんだったら、もっと大きくお金を使っているところが幾らでもあって、その中で何で1億5千万円が出せないのかなというの。しかも、1億5千万円の額は、先ほど申し上げたように、子供の数が減っていくので、相対的に確実に減っていきます。何でそれが出せないのかというのがわからないんですけども。

市長： 議会の会派によっては、そういう議論もあるということも承知しています。このお金が何で出せないのかという話は、これは小児医療費に限らず、私も区民車座集会だとか、あらゆるところに行きますと、何でこんな程度のものが出せないんだというのがたくさんあります。それは、1つの政策であったり、1つの事業であったりということは、それは数え上げれば切りないほどあります。その中で、総合的に判断しているということです。

記者： そういう意見は、私も車座集会であるだとか議会だとかで聞きますけれども、ただ、これは市長の公約というか政策の中で、非常にプライオリティーが高いもので、母親になるならば川崎市でと言わせてみようというのが市長の公約です。だから、非常にプライオリティーが高いものの中で、しかも、市長みずからご言及されたように、若干公約を修正する形までとって1億5千万円、あえて言うならば、程度ですね、負担を求めるということが、なかなか普通の市民の方にとってみると理解しづらいのではないと思うんですが、どうですかね。

市長： ちょっと繰り返しになって恐縮ですけども、全体として、私も就任しましてから、子供関係の子育てしやすい環境づくりのために相当な重点を置いて、プライオリティーをつけてやってきたつもりです。その中でも、繰り返しの表現になって恐縮ですが、なるべく、適切な利用の仕方をしていただくということもそうですし、これは国の検討会でも言われていることでありますけれども、モラルハザードなんかにならないようにというふうな指摘というのもございます。一定程度の負担というのは、むしろ、あってもいいのではないかというのは、割合としては少ないかもしれませんが、そういったご意見もあるのも事実です。そういった様々な観点を考慮した上で、今回の議案の提出に至らせていただきました。

記者： もう一つだけ。当初の財政見通しでは、小学校1年生から小学校6年生まで、1回500円という想定で財政見通しが組まれていました。今回、1年生から3年生のところは除かれて、新たに拡大された4年生から6年生、もちろん市長のおっしゃるように、今までなかったものが増えるから、その人たちにとってみればいいことは間違いないですけども、ただ、例えば隣接する東京都だったら、中学校3年生まで

通院費が無料になったりだとか、非常に違います。そうすると、なぜ多摩川1つ挟んで、川崎に来ると小6までで、かつ、一部負担金まで求められるのかという議論は当然出てきちゃうと思うんですが。

市長： そうです。

記者： そのことに対しては、どういう具合に思っていますか。

市長： 一般的な市民の皆さんから見れば、そういうふうな感覚というのは当然あると思います。しかし、その前提となる制度というものがそもそも異なっていると。東京都では23区に対しての補助の割合、あるいは、神奈川県に対する、川崎市、一般市、政令市に対する補助の割合というのは、ものすごく違います。そこは、丁寧に説明しないと、市民の皆さんの感覚からすると、記者さんのおっしゃるように、多摩川を渡ったら何でこんなに違うのという疑問はあると思います。

ですから、そういった制度の違い、今の現状の違いというふうなのをしっかりと丁寧に説明していくことというのは、これからも必要だと思っています。

記者： わかりました。

記者： 今のにちょっと付随して。ごめんなさい、ちょっと不勉強で。前回というか、選挙にお出になるときに、公約として小6まで無料ということ掲げていらっしやっただけですね。

市長： ええ。

記者： おそらくそれって非常にわかりやすく、子育て世代の心を随分動かしたかと思うんですけども、そこを、言うならば、先ほど市長もおっしゃっていたように、若干の齟齬がというところを丁寧に説明したいというのは、どういう形で制度の違いという、ちょっと複雑なことを説明していかれるんですか。

市長： ぜひ、そのあたりは報道機関の皆さんにもご協力いただきたいと強く思います。私どもとしても、しっかりと、行政としても伝えるべきはやっていきますし、医療機関などを通じてもお願いしたいというふうには思いますが、ぜひこの仕組み自体を、東京都とどう違うのかというのは、まさに皆さんたちにもぜひ、市民の皆さんに適切な情報提供をしていただきたいなというふうをお願いしたいと思います。

記者： ちょっと確認なんですけど、先ほどの朝日さんの質問に対する答えで、最後のほうに、モラルハザードとか何とかの、その辺の意見もあるので勘案したということなんですけど、そうすると、確認なんですけど、これは財源だけで500円を決めたというわけではないんですか。

市長： 財源だけではありません。

記者： どんな要素で決めたんでしょう。

市長： 今、幾つか申し上げましたけれども、さまざまな要素というのがあります。それこそ適正な受診ということもありますし、あるいは、医療機関、小児科というのは大変、今でもかなり忙しく、そして、疲弊している状況というのもあって、これ以上、いわゆる過剰受診ということが起こってしまつては、全てがパンクするという状況も、声も聞かれているところです。

そういった、これまでも申し上げてきたことを含めて、もろもろのことを考慮した上で、それから、他都市の状況だとか、こういったことも踏まえて提案に至ったということでございます。

記者： そういうふうに無料化を取り入れた自治体で、過剰受診があるというデータがあるんでしょうか。

市長： いえ。おそらく、それはデータとしてとるのは非常に難しいと思うんですけど、そういうのはないですよ。どうなんですかね。

こども未来局こども家庭課長： こども未来局こども家庭課長の須藤でございます。

やはりデータというのは、細かい、必要な受診が増えたのか、過剰な受診なのかという選別は難しいと思っておりますが、医療費助成をすることによって、医療費の、増えるという事実はあると思えます。以上です。

記者： ただ、それですけれども、私は先行する自治体で無料化の拡大を実際に取材させていただいたことがあるんですが、データから見ると、過剰受診が起きているというデータは、市長もおっしゃったように、これは存在しないはず。医療費が若干増える、あるいは受診者が増えるというのは、見方によりけりですけれども、分析によると、今まで行けなかった人たちが、あるいは、ちょっとの風邪だったら市販薬を飲んで我慢しようとしていた人たちが行けるようになると。つまり、行きたい、病気になる時にすぐ行ける環境が整った結果として受診が増えているという分析があります。

一方で、市長のおっしゃるように、どうせただなんだから行ってみるかという人たちもいると思うんですけれども、ただ、先ほど市長がおっしゃられていたように、子供たちが必要な医療を受けられなくなるようなことがあってはならないという前提に立てば、ちょっと具合が悪いときに市販薬でごまかすんじゃなくて、病院に行けるということはすごくいいことだと思うわけですし、明確にエビデンスがない、無料にすると増えるというエビデンスがない以上は、なるべくアクセスをよくするということが自治体の務めであって、それをモラルハザードという言い方をしてしまうと、ちょ

っと小さい子たちを、私もそうですが、持っているお母さん、お父さんたちにしてみると抵抗感というか、違和感がある答え方なんじゃないかと思うんですけどもね。

市長： 僕も言い方の表現が、もし今の中で不適切な話があれば、ぜひ、失礼があったらいけないと思うんですが、いわゆるエビデンスがあるかという、ここまで以上は過剰受診だというのは、これはデータ上とれないですよ、どう考えたって。いや、それは絶対とれないんですよ。それは、医師の人から見れば、こんなことでなぜ来るんだらうかという感覚はあるかもしれませんが、それをデータ上、示すものはあり得ないですね。ですから、とり得ないものなんですよ。

ですから、そのとり得ないものというのを根拠に、何ていうんですかね、だから過剰受診はないんだと言い切ることも、これまたできないんじゃないかなというふうに思います。そう思いませんか。

記者： 思います。思います。そう思いますよ。そう思うんですけども、それは逆のことも言えるわけであって、要するに、エビデンスがない以上は、全て過剰受診じゃないという考え方もし得るわけであって、それは、お金があるかないか、かかるかかからないかでいえば、かからないほうが親御さんたちにとってみれば、心理的に子供を行かせやすい、家計的にも行かせやすいというのは当然だと思うんですよ。

市長： これは、ほんとうに、だから際どい話をしていまして、行かせやすいということは、先ほど記者さんがまさにおっしゃっていたように、まさに、まあ、いいかというふうに行きやすいことになるわけですね。ですから、これが、表現が正しいかどうかは別にして、過剰受診を進めてしまうということも可能性としてありますね。

ですから、この今のやりとりというのは、何ていいますか、とり方みたいな話、感じ方みたいなことですので、エビデンスベースの話ではお互いないですよ。

記者： そうですね。ですから、あとは、首長が、これは市町村の制度としてなされているわけですから、首長がどういうぐあいに判断するかということであって、それは、要するに、無料化の対象を広げてしまったり、負担金を設けなかったりした場合には、頻回受診を招くというぐあいに判断するか、それとも、仮に受診者は増えるかもしれないけれども、結果として保護者さんたちの心理的、経済的負担を減らしたり、あるいは、子供たちの病気、健康に資すると思えば負担金を設けないという選択肢があると思うんですけども、今までの話を聞いている限りでは、財政的な、財源的な理由だけではないというぐあいに神奈川新聞さんにお答えになられていたので、つまり小児科がパンクしちゃうみたいな話もされていたから、市長としては、無料化によってたくさん行かれちゃったら困るんじゃないのというニュアンスでおっしゃられて

いるかなと思ったので、おそらくそうではないと考えたので、改めてですね、誤解を招くと嫌なので、市長にはどういうぐあいな考え方でこういう負担金を設けるのかということを知りたいということなんです。財源だけではないというならば、じゃあ、何があるのかということなんです。改めて。

市長： 改めてって何回も申し上げている、繰り返しになっちゃうんですが、いろいろ今申し上げたように、もろもろのことを言ってきましたよね。そのことを踏まえての判断です。ですから、首長の判断でしょうって、それは、言われれば、まことにそのとおりで、私の判断であります。

記者： いえいえ、財源だけではないという話で、ちょっとくどいですがけれども、市長は12月の議会では、制度を安定させるためという話と、それからもう一つは、受益と負担の適正化ということをお子医療費の一部負担金導入のときにも、公明党だったと思いますけれども、議員さんに答えています。

ただ、今回の提案理由説明書を読むと、受益と負担の適正化ということは、少なくともお子医療費については書いていなくて、ここでは、市長は受益と負担の適正化という考え方ではないんだなというぐあいに思ったんですね。ただ、継続して続けるためというのわかるんですが、それ以外のものというのが、私の理解が悪いのかもしれないんですが、何なのかということが、今のところの話だと明確にわからないので。

市長： ですから、これは、理由としてはずっと申し上げているとおり、財政的な問題も、これ、加味したかといったら加味しています。例えば、医療機関の大変さ、疲弊の問題ということも、そういうものにつながるということも、これは議論としてあるし、それも考慮しています。例えば、先ほどの過剰受診になっているという懸念がされているという国の見解というの、これも含めています。等々、さまざまな角度からの検討をしてきました。他都市の一定の負担の求め方ということも含めてですね。そういったことを含めての総合的な判断だということでございます。よろしいでしょうか。

記者： すいません。あと、所得制限のことなんですけど、川崎は1歳から所得制限があるんですね。

市長： はい。

記者： これ、県の補助というのがそもそもゼロ歳児だけなんですか、ゼロ歳だけなんですか。

市長： いえ、県の補助は就学前までです。

記者： そうすると、なぜ1歳から所得制限を設けるんですか。

市長： 所得制限という……、ちょっと待ってください。制度上のことでどうなっているんですか。ちょっといいですか。

子ども未来局子ども家庭課長： 県の補助制度ですけれども、県はゼロ歳児から所得制限を設けております。

市長： うん？ ごめんなさい。

子ども未来局子ども家庭課長： 神奈川県補助制度につきましては、ゼロ歳児から所得制限を設けておりますが、川崎市については1歳児からということ。

記者： それで、その上、未就学児、就学前までということですか。所得制限を設けながら……。

子ども未来局子ども家庭課長： 神奈川県補助制度は、通院については就学前までです。ですので、小学校1年生以降は川崎市独自の制度ということ。

記者： わかりました。ありがとうございます。

司会： 質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

記者： すいません。この医療費のところと違うところで1つ。

市長： どうぞ。

記者： 市民ミュージアムの指定管理者の件なんですけど、これは公募で新たな事業共同体が来年4月から管理をすることになったわけですけれども、今いらっしゃる学芸員さんというのはどうなるんですか。

市長： 今後の話になると思いますけれども、まず、財団職員の再配置については生涯学習財団が検討していくことになっていくと思いますけれども、今回新しく選定したアクティオ・東急コミュニティー共同事業体の事業提案の中には、現在市民ミュージアムで働いている方たちが共同事業体の運営方針等に理解が得られれば、優先して雇用する意向がある旨が明記されているということですので、具体的には事業者間での協議になっていくと思っています。

記者： ありがとうございます。

司会： ほかはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

市長： ありがとうございます。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したう

えで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355